

川崎市認可保育所
子ども・子育て支援制度

令和8年度
公定価格・市加算等
手引き



令和8年3月版

川崎市 こども未来局
保育第1課

目次

第1章 主な改正点等について	1
1.1 公定価格.....	1
1.2 市加算運営費.....	7
1.3 その他.....	7
第2章 給付費について	9
2.1 給付費の概要.....	9
2.2 給付費等の請求と支払い.....	9
2.3 年度当初の請求と支払い.....	10
2.4 給付費等の実績報告.....	11
2.5 各種加算等における暫定的取扱い.....	12
2.6 各種加算の優先順位等.....	16
第3章 保育士等の配置基準について	18
3.1 保育士等の配置基準.....	18
3.2 常勤保育士の定義とスポットワーク.....	21
3.3 保育士配置に係る特例.....	21
第4章 公定価格について	27
4.1 地域区分等.....	27
4.1.1 地域区分.....	27
4.1.2 定員区分.....	27
4.1.3 認定区分.....	27
4.1.4 年齢区分.....	27
4.1.5 保育必要量区分.....	27
4.2 基本部分.....	28
4.2.1 基本分単価.....	28
4.3 基本加算部分.....	30
4.3.1 処遇改善等加算.....	30
4.3.2 3歳児配置改善加算.....	31
4.3.3 4歳以上児配置改善加算.....	31
4.3.4 1歳児配置改善加算.....	32
4.3.5 休日保育加算.....	32

4.3.6	夜間保育加算	33
4.3.7	減価償却費加算.....	34
4.3.8	賃借料加算.....	34
4.3.9	チーム保育推進加算	35
4.3.10	副食費徴収免除加算.....	36
4.4	加減調整部分.....	37
4.4.1	分園の場合.....	37
4.4.2	施設長を配置していない場合.....	38
4.4.3	土曜日に閉所する場合.....	38
4.5	乗除調整部分.....	39
4.5.1	定員を恒常的に超過する場合.....	39
4.6	特定加算部分.....	41
4.6.1	主任保育士専任加算	41
4.6.2	療育支援加算	42
4.6.3	事務職員雇上費加算	43
4.6.4	冷暖房費加算	44
4.6.5	栄養管理加算	44
4.7	3月のみの加算項目	46
4.7.1	高齢者等活躍促進加算.....	46
4.7.2	施設機能強化推進費加算.....	48
4.7.3	小学校接続加算.....	49
4.7.4	第三者評価受審加算	50

第5章 市加算運営費について..... 52

5.1	給食費.....	52
5.2	行事用給食費.....	52
5.3	冷暖房費	52
5.4	特別扶助費.....	53
5.5	一般生活費.....	53
5.6	児童災害共済掛金.....	53
5.7	市主任保育士専任加算	53
5.8	障害児保育費認定.....	54
5.9	補足給付費.....	55
5.10	衛生管理加算.....	55
5.11-1	延長保育費 基本分・加算分.....	56
5.11-2	延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分	57

5.11-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分	57
5.11-4 延長保育費 配置改善加算分	58
5.12 休憩休息保育士雇用費	58
5.13 年休代替保育士雇用費	59
5.14 看護師雇用補助費.....	59
5.15 調理員雇用費.....	60
5.16 事務職員雇用費	60
5.17 週 40 時間勤務保障保育士雇用費.....	60
5.18 産休明け保育対応保育士雇用費.....	61
5.19 産休等代替臨時職員雇用費.....	61
5.20 市処遇改善等加算Ⅱ	62
5.21 市処遇改善等加算Ⅲ	62
5.22 指導用給食費.....	62
5.23 物価高騰対応加算（給食費）	62
5.24 嘱託医手当.....	64
5.25 入園前健康診断手当	65
5.26 歯科検診事業費	65
5.27 市第三者評価受審加算	66
5.28 地域活動事業費	66
5.29 市休日保育加算（障害児受入分）	67
5.30 市賃借料加算.....	67

第 6 章 補助金等について..... 69

6.1 保育士等宿舍借り上げ支援事業.....	69
6.2 保育体制強化事業補助金.....	71
6.3 ICT 化推進事業補助金	73
6.4 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金.....	76
6.5 定員超過補助者雇上費補助金	79
6.6 開設時入園前健康診断手当.....	81
6.7 川崎市サテライト型小規模保育事業補助金	83
6.8 施設整備借入金返済補助金.....	83
6.9 土地借地料助成金.....	83
6.10 一時保育事業.....	84
6.11 年度限定保育事業.....	87

巻末 公定価格 別表第 2（抜粋） 92

●本手引きの活用について

本手引きは、各種給付、補助金についての説明をひとつの冊子にまとめたものです。保育所の運営のため支給される公定価格をはじめとして各種給付等について網羅していますが、活用にあたっては次の点に注意してください。

- ・ 各種加算や手続きの記載は、概要にとどまる場合があります。詳細については、当該項目に応じて記載している関連する【通知】や【参考資料】を参照してください。（手引き中の【通知】等については、手軽に確認できるようにWebリンクを設定してます。）
- ・ 申請が必要な加算や具体的なスケジュール、及び内容の変更等については、後日、本市からメールにより案内しますので、確認もれのないよう注意してください。

●本手引き中の「年度表記」について

4月1日を基準日として、概ね次のルールにより年度を表記しています。

- ・ 新年度... 当年4月1日から当年6月30日まで
- ・ 現年度... 当年7月1日から翌年3月31日まで
- ・ 前年度... 前年4月1日から当年3月31日まで

※ 「年度」とは、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間を指します。

第1章 主な改正点等について

※ 一部を除き、令和8年度に予定される改正内容となります。

1.1 公定価格 ※以下、国の令和8年度予算資料より

(1) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し【改正】

年齢別配置基準を20:1から15:1とする3歳児に係る職員配置については、当分の間適用しないこととする経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

(2) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実【改正】

- 定員40人以下の保育所の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。
- なお、単価の積算上は、週5日、1日当たり4時間の配置を想定。

(3) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設【新設】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
- 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める研修・訓練等が実施されていない、安全計画の内容が保護者へ周知されていない、安全計画の見直しや必要に応じた変更が行われていない状況にある場合は、それらの状況のうちいずれかが1年継続した日の翌月（1日の場合はその月）から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は児童1人あたり1,350円/月とする。

適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A			○																					
施設B																								
施設C																								

→ 3.1 安全計画・業務継続計画等の策定について

(4) 施設機能強化推進費加算の充実【改正】

- 保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。

- ・事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
- ・単価設定について施設の規模を踏まえ、施設型と地域型で区分するとともに、単価の調整を行う。

→ [4.4【参考資料】施設機能強化推進費加算の対象物品について](#)

(5) 療育支援加算の要件見直し【改正】

主任専任加算の対象施設において主任保育士等を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する療育支援加算について、次の要件を見直すことを必要とする見直しを行う。

- i 対象となる障害児の把握を行う。
- ii 子どもの特性に応じた教育・保育の実践を行う。
- iii 障害児通所支援事業所等との連携強化を図る。
- iv 障害児の家族への支援として以下の①～③の全ての取組を行うこと。
 - ① 家族からの相談を受け付ける体制の構築
 - ② 個別面談（子育ての困りごとなどへの助言・援助）、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減やこどもの発達状況や特性の理解に繋がる取組
 - ③ ①及び②の取組を実施することについての、障害児以外の家族も含めた利用子どもの家族への適切な周知
- v 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組を行う。

※ 本件の詳細につきましては、国の留意事項通知等の発出後に改めてお知らせいたします。

(6) 障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の区分の追加）【改正】

- 障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、**関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図る**ため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

・**専門職（※）を配置する又は派遣を受けるための費用**を算定できる新たな区分を設ける。

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

・取組内容として、

- ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化、
- ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用しているこどもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有、
- ③ 障害のあるこどもの家族への助言・相談支援、
- ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（取組の必須化）。

- 令和7年度において療育支援加算を算定している施設・事業所については、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和8年9月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

単価表

■幼稚園、保育所、認定こども園		
療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
※ 主任保育士等の代替職員の配置		
➔		
療育支援加算	代替職員配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	A：月60時間以上（1週に2日程度を想定） B：月90時間以上（1週に3日程度を想定）
※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。 ※専門職配置等のBは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。		
■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業		
新設 ➔		
療育支援加算	A：月30時間以上（1週に1日程度を想定） B：月60時間以上（1週に2日程度を想定）	
※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。		

（7）障害児保育の充実のための専門職の活用等②（保育士みなし特例）【新設】

※本市、条例改正後に取り扱いを開始する予定。

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

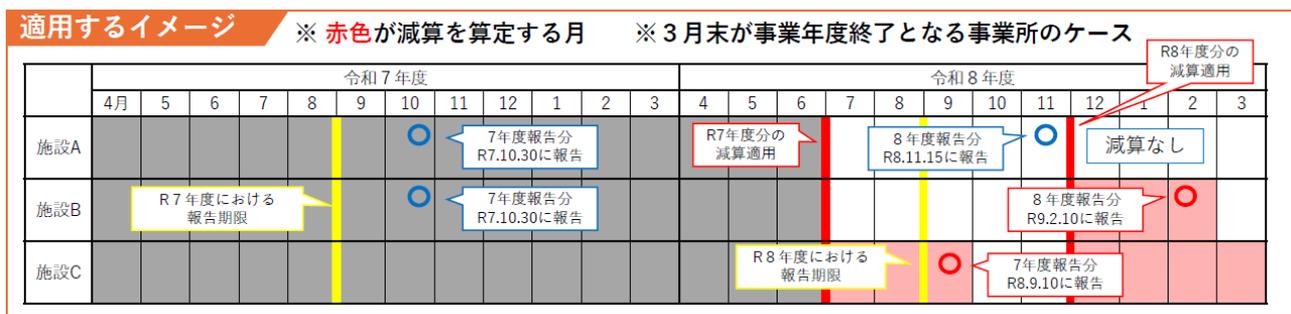
(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
新	
(⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

(8)「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設【新設】

- 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、**当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。**
- **減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、**
 - ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
 - ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、**都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合(※)に、期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。**なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。

(※) 修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が超過した翌月から、減算を適用することができる(「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする)。
- 減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。
 - ※ 令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。



➔ 4.6 ここdeサーチについて

(9) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し【改正】

- 令和8年度からこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が全国で実施される。同事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する重要な事業であり、各地域における質の高い提供体制の確保に向けて、日々教育・保育に取り組む幼稚園、保育所、認定こども園等において積極的な実施が進められることが期待される。
- 主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算及び高齢者等活躍促進加算における複数事業等実施要件について、**乳児等通園支援事業**の実施を選択肢の一つに追加し、実施の促進を図る。

加算	現行の複数事業等実施要件
主任保育士専任加算 事務職員雇上費加算	i 延長保育事業 ii 一時預かり事業 iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用 v 障害児が1人以上利用 vi 災害等が発生した場合の取組の体制整備等 新 乳児等通園支援事業
高齢者等活躍促進加算	i 延長保育事業 ii 一時預かり事業 iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用 v 障害児が1人以上利用 新 乳児等通園支援事業

※ その他、公定価格上において、保育ICT推進加算（仮称）の創設についての公表がありましたが、現時点で示されている加算要件では、本市では加算対象となる施設はないと思われるため、ここでは説明を省略いたします。こども家庭庁から詳細が示され、本市に加算の対象となる施設があると判断された場合には、改めてご案内をいたします。

1.2 市加算運営費

(1) 障害児保育費認定

令和8年度から、前年度に「その1（書類による認定）」で認定を受けた子どもに限り、当年度の仮認定の扱いとして4月から請求ができるものとします。（事前に連絡が必要です。）

⇒ 詳しくは本手引き P.55 を参照

1.3 その他

(1) 川崎市 ICT 化推進事業補助金の拡充

令和8年度から、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の新たな購入に係る費用の一部を補助します。（過去に ICT 化推進事業補助金を活用し、システムの導入を行っている園も申請することができます。）

⇒ 詳しくは本手引き P.74 を参照してください。

(2) こども性暴力防止法の施行

令和8年12月25日に「こども性暴力防止法」が施行されます。本法の施行に伴い、こどもの権利を侵害し、心身の発達に深刻な影響を及ぼし得る性暴力等の発生を防止するため、保育所設置者は、こどもと接する業務に従事する者について「犯罪事実確認」を行うことをはじめ、各種の安全確保措置等を講ずることが求められます。

→ [詳しくは本市予算事務説明会 HP の第2部 2.1「こども性暴力防止法施行等について」を参照](#)

(3) 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の拡充

令和8年度より「補助対象期間」及び「補助額」について変更があります。変更の詳細につきましては、別途ご用意している川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページ（下記 URL 参照）に掲載しております。「令和8年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業について」の資料をご確認ください。また、特設ページでは、変更内容の他、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等を掲載しています。

【川崎市宿舎借り上げ支援事業特設ページ URL】（随時更新）

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>